

登録番号		氏名又は名称	
作成日	/ /	変更日	1: / / 2: / / 3: / /

別表13 法第16条に基づく周知の内容及び方法等

周知の方法 (該当に○)	(○) 遊漁船に周知内容を掲示する。 (○) 遊漁船の乗船前に書面で配布、回覧をする。 () 営業所のモニター又はタブレット端末などで視聴してもらう (ウェブサイトにて周知事項をまとめた動画などの視聴等を含む)。
	案内する漁場における、以下の関係法令等に基づく水産動植物の採捕に関する制限又は禁止及び漁場の使用に関する制限の内容（漁具及び漁法の制限、水産動植物の大きさの制限、採捕禁止となっている水産動植物の種類等）を周知します。 ① 水産資源保護法に基づく爆発物、有毒物の使用禁止 ② 漁業法及び水産資源保護法に基づく省令 (瀬戸内海漁業取締規則等) ③ 都道府県漁業調整規則 ④ 海区又は連合海区漁業調整委員会の指示 ⑤ 広域漁業調整委員会の指示 ⑥ 事業者が所属する団体が当事者となっている漁場利用協定 (沿岸漁場整備開発法に基づき届出されたもの) ⑦ 事業者が所属する漁業協同組合が定めた資源管理規程 (水産業協同組合法に基づき認定を受けたもの。) ⑧ 法に基づく協議会において協議が調った事項 ⑨ その他都道府県が提供している情報 上記の関係法令等に基づき、あるいは国や地方公共団体による採捕量調査への報告が求められている水産動植物を利用者が採捕した場合には、採捕量調査への協力をするよう周知します。
利用者保護のために業務主任者が遵守すべき事項	・ 都道府県漁業調整規則又は海区、連合海区若しくは広域漁業調整委員会の指示によって定められた水産動植物の採捕禁止区域（利用者に採捕させる水産動植物に係るものに限る。）に案内しません。 ・ 周知した大きさの制限以下の水産動植物が相当程度採捕された場合は、漁場の位置を変更します。 ・ 周知した採捕禁止となっている水産動植物が相当程度採捕された場合は、漁場の位置を変更します。 ・ その他（)